

讀「釋史」

——白川文字學の原點に還る（二）——

高 島 敏 夫

はじめに

前回の「讀「釋文」」に續いて今回は白川靜博士の「釋史」を讀み進めていきたい。論文の執筆順からいえば「釋史」が最初に發表され、要度も高いのだが、前回は博士の學問のパスペクティブの大きさや文字學の基本姿勢、論證の進め方などを一通り説明しておきたいという思いから「釋文」をとりあげた。「釋文」からは博士の「東洋」への熱い思いが伝わってくるようである。

今回とりあげる「釋史」では白川文字學で最も重要な位置にある「ㇿ」字形を中心とした論證が展開される。「ㇿ」が「ノリト」を容れる器「だ」という説明の仕方は白川文字學が普及する過程で随分有名になってしまったが、ここでは原點に還る意味で日本語の「ノリト」という語は極力避けておきたい。實際「釋史」の中では「ノリト」という言葉は用いられていない。「ノリト」という語が用いられるようになるのは、博士が一般書を書かれるようになってから後のことである。この語の原義は、天皇や王が發する宗教的な意味をもった命令のこと

であるから、「ㇿ」字形について「ノリト」という言葉を用いて説明すると誤解や混亂が生じやすい。「ノリト」という語を用いることが必ずしも間違っているというわけではない。その多義性を十分に認識し、また用いられる文脈の理解が確であれば、混亂は起きないと思われるのだが、一般的には「ノリト」とは神に奏上する〔書かれた〕言葉とだけ認識されているのが現状であろう。であるとすれば「ノリト」という語を無規定に使うことは、「ㇿ」字形に對する十分な理解を得ることが期待できないことになる。では「ㇿ」字形をどのように説明するか。これは博士自身が少なからず苦慮されたところだと推測する。博士は初期論文の中では「ㇿ」字形を祝告器や載書器として説明されている。一種の造語である。「ㇿ」字形の嚴密な説明を期するために、そのような造語を用いて説明する他なかつたものと推測される。何よりもそうした造語によって「ㇿ」字形の用いられる言語場をよく説明するものだからである。

今回取り上げる「釋史」は前回の「釋文」の二倍にも及ぶ長篇論文である。論證のために言及される問題も非常に多岐にわたり、その間

題が何れも重要な意味をもっているので、この限られた紙数の中で要約しきれぬものではない。この〈白川文字學の原點に還る〉は、結論だけを分かりやすく説明することを目的としているのではなく、博士が文字學の體系を築く上で展開された論證の過程や論理の構造を、讀者にも理解していただくために記すものである。ではどうすればよいか？ 今回は次のような方法を講ずることにしたい。

先ず、論文の構成を記して読み進める上での展望をもって頂く。ついで、最も重要な「史」字形に關する考證をまとめ、それと關係の深い文字についても言及しながら、殷王朝の宗教的支配の構造に分け入っていく。ここで扱われる「史」「使(事)」「告」等はどのようなテーマ性を持っている文字だからである。ここまで整理するだけで紙数が盡きることになるが、後は西周時代以降に官職名として殘る「史」關係の問題に移っていく極めて専門性の高いテーマである。讀者の關心に應じて読み進めていただきたいと思う。

なお『甲骨金文學論叢』の活字本がようやく刊行された¹⁾。資料として引用される甲骨文や文獻には書き下し文が付され随分読みやすくなったが、出版に際して書き直されたところも若干あり、初期論文が書かれた頃の解釋と微妙に異なる箇所も存する。〈白川文字學の原點に還る〉という觀點からは、當初刊行された文章のまま読み進めていきたいので、ご承知いただきたいと思う。

一 「釋史」の構成と展開

「釋史」の構成を私なりに整理すると次のようになる。

- 第一節 「史」字形の解釋と王室の内祭「告」と「史」
- 第二節 外祭としての「使(事)」と殷の支配形態
- 第三節 殷から周への轉換と「史」の變容
- 第四節 「史」の歴史的變遷

最初に「史(史)」字形の解釋から始まる。ここでは從來の字形説を分類整理し自説が開陳される。ついで甲骨文における「史」の用例分析によって、祭祀に關する文字であるという解釋が導き出される。これが西周時代以降の金文やいわゆる文獻に見える「史」の用例とは異なる點である。西周時代以降の「史」字が祭祀の意味に用いられることはなく、官職名として「内史」とか「史某」という形で用いられる。いわゆる史官に分類されるわけであるが、殷代甲骨文では官職名として用いられることがない。ただ、西周時代以降「史官」となっていく必然性をもっていたことに對する考察が様々な角度から展開されるのである。ここが博士の洞察の鋭いところであり、考證のスケールが大きくなって長篇論文となる原因になっているところでもある。博士の思いを代辯すれば、全て必要な考證であり内容からして短くできない、ということであろう。

同様の用例をもつ「出(告)」字の分析も平行して進められるが、ここで「出」字形が祝辭を収める器であるという解釋が提示される。「祝辭」の概念規定を示されないが、「告」が災厄や敵の來襲の際に神に祈る用例になっていることからすると、神に告げ祐助を願う(祈る)という意味と考えてよい。一方「史」の方はそのような危急の際

に祈るものではないため、「告」ほど明確な解釋を加えることはできないものの、神に祈る用例という点では同じであるため、月次祭のようなものではないか、という推測がなされる。そしてそのような祈りの内容を記したものを容れた器が「𠄎」字形であるという道理になるわけである。ここで言えることは、「告」「史」はともに神に祈る祭祀を示す文字であるが、用法・意味にかなり差異があるということである。「告」字は上記のように神に告げるといふ後世の用法をすでに含んでいるが、「史」字の方は「告」と比べてさほど明確ではない。「𠄎」字形からは祝辭を容れた器を掲げて祈る形であると理解できるが、どのようなことを祈ったかまでは記されないからである。

一方注意すべき点がもう一つある。それは「𠄎」字と相似た文字である「𠄎」の場合には用例に少し違いがあり、「𠄎人于畢」のように殷王朝外の諸族や方國等に向けて使者を派遣する場合に用いられる。ゆえにこの文字を「史」と區別して「使」と讀むのである。ただ「𠄎」を「使」の意味に用いることもあつて、必ずしも嚴密に使い分けられているわけではない點、一應念頭に置いておかねばならない。また「𠄎」は「事」の意味にも用いられる、というように、「𠄎」「𠄎」は互いに通用される文字でもあるのだが、その用例に「傾向的な差異」があり、一應の區別があつたと考えられる。私見によれば、これは「史」が比較的新しい言葉であつたために、意味が未分化のまま用いられているからではないかと思われる。ところでこの使者は何を目的として派遣されたのか。それは相手の諸族や方國に殷の祭祀を行なわせるためである。それらの方國がそのような求めに應じて祭祀を実施

することによつて、宗教的に殷王朝の傘下に入る。殷王朝はそのような宗教的な支配の仕方をとつていた。そういう意味からすると、「𠄎」と「𠄎」が殷王朝の内祭を示す文字であるのに對して、「𠄎」は外祭を示すという關係になる。一應こんな見通しをもつて進めることにする。ところで、當初は博士の文章を忠實に辿るといふ方法で進めることを考えたが、文章の内容が多岐にわたるだけでなく、構成が非常に複雑に入り組んでいるため、原文よりも遙かに膨大なものになつてしまふ。それで中核部分を私なりに整理して記すことにしたい。

二 「史」字形の解釋

先ず「史」字形の解釋から入る。甲骨金文の字形は「𠄎」であるが、許慎の『說文解字』當時ではその存在が知られず、篆書の「𠄎」字形で考察することになる。「𠄎」字形では持っているものの形が「𠄎」でなく「中」字に見える。それで許慎はこれを「中」と捉えて「史、記事者也。从又持中。中正也。」(史、事を記す者なり。又しんがにしんが中を持す。中は正なり。)という説明を加えた。字形だから解釋しようとして、觀念的な説明を加えたのである。甲骨金文の存在が知られていない時代に生きた許慎の解釋に、しばしば見られる現象であることは周知の通りであるが、許慎の不明のなせるわざというよりも、時代的限界と言ふべきであらう。

金文の字形に基づく議論は清代の吳大澂や江永のものがすでにあり、かなり鋭い考察が示されていた。日本でも内藤湖南が金文を資料に用いて考察したことがある。甲骨文が発見された前後の議論としては王

國維のものがあるが、資料としてまだ十分に整わない時期のものなので、概ね金文を用いて考察している。ただ、金文を用いた考察では西周時代以降に現れた文獻の解釋に基づくため、殷代を視野に入れたものにはならない。甲骨文の讀解を通じて分かってきた殷代社會の様相は、西周時代以降とはかなり異質な宗教色の濃いものである。甲骨文を驅使して殷代社會の全面的かつ本格的な考察の土臺の上に字源の解釋がなされるのは、白川博士によってである言つていいだろう。

博士は從來の文字學者の解釋を次の二類に整理して檢討される。

- 一 史字の従う「中」を以て簡札簿書（竹簡木簡を用いた公文書の類）の類と見る。
- 二 史字の従う「中」を以て『儀禮』「大射」などに見える籌筭（竹などで作られた算木）を入れる器と見るもの。この説は射禮の籌筭から起こつたと解するところから導かれたものである。

一の説について次のように檢討が加えられる。

清代の文字學者吳大澂は金文の字形を掲げて、史字形は「中」形に從わないことを指摘し、簡を執る形であるとする。

𠄎、記事者也。象手執簡形。許氏說从又持中、中正也。按古文中作𠄎。無作𠄎者。

（𠄎は事を記す者なり。手の簡を執る形に象る。許氏は又の中を持つるに從ふ、中は正なりと説く。按ずるに古文中は𠄎に作る。𠄎に作る者無し。）

一方、同じく清代の學者江永は「中」を官府の簿書（公文書の類）とする。

凡官府簿書、謂之中。故諸官言治中受中。小司寇、斷庶民訟獄之中、皆謂簿書。猶今之案卷也。此中字之本義。故掌文書者、謂之史。其字从又从中。又者右手、以手持簿書也。史字事字、皆有中字。天有司中星。後世有治中之官、皆取此義。

（凡そ官府の簿書、之を中と謂ふ。故に諸官の治中・受中と言ひ、小司寇の庶民訟獄の中を斷ずとは、皆な簿書を謂ふ。猶ほ今の案卷のごときなり。此れ中字の本義なり。故に文書を掌る者、之を史と謂ふ。其の字又にならば中）
 中）に從ふ。又なる者は右手にして、手を以て簿書を持つなり。史字・事字、皆中字有り。天に司中星有り。後世に治中の官有るは、皆な此の義を取る。）

吳大澂のいう簡とは一簡すなわち一枚の竹の札の意であり、江永のいう官府の簿書とは公文書のことであるから、江永説の方がやや優るところがあつて、卜辭の研究者の多くは江永説に従っている。

二の説の檢討は次のようになる。

王國維は、江永のいう簿書とは何かという問題を再検討し、これを「籌筭を入れる器」であるとともに「簡策を入れる器」であるとする。原文にはかなり長い引用があるので省略に従うが、次のように述べている。

宰乃承王中、升自客階、作策執策從中、宰坐、奠中于大正之前。

(宰乃ち王の中を承^うげ、客階より升り、作策策を執りて中に従ふ。宰坐して、中を大正の前に奠^おく。)

そして「史」の義は後者の「簡策を入れる器」から出ているとして、金文の用例を擧げて論證するのである。

内藤湖南も、「史」字の「中」字形が「盛筭の器」「籌筭を入れる器」という説を發表したことがある。金文では武器銘に多く見られるという事實に基づいて、「筭を盛る」ことが「中」の原義であるとした上で、王國維説にいうところの簡策を盛ることは二次的な轉義であると批判した。

博士は、以上のように代表的な説を擧げておいて、ひとまず自説を開陳する。ここはそのまま引用しよう。

私は結論的には王氏の簡策の器とする説に近い考えをもつものであるが、王氏が史を以て掌書の官とし、また史・事は一字にして卿史(卿事・卿士)、御史(御事)はみな本来官職の名であり、これを「王室執政の官」「天子諸侯の官」と解して、「史之本義、爲持書之人、引申而爲大官及庶官之稱、又引申而爲職事之稱」(史の本義は、書を持するの人と爲す。引申して大官及び庶官の稱と爲す。又引申して職事の稱と爲す。)といい、史の初義が執政者であつたとするのに對して、私は史の本義は祭祀における祝告の義であり、また

史・事はもと同源なるも、その間に幾分使用例を異にするものがあると考えるので、ここに史の祭祀起源説を提出し、いささかその證明を試みたいと思うのである。(五頁)「二〇頁」

『甲骨金文學論叢』所收の初期論文の展開の仕方は、このように從來の字源説を整理した上でそれらの説の是非を検討し自説の結論部分を開陳した上で、改めて論證過程に入っていくという構成になっている。一度通讀してしまうと他の論文を読む場合にも役立つはずである。

しかしながら、この「釋史」の場合ここから先はかなり難所になっていくので、私なりに整理したものを記していくことにしたい。

ここで王國維の説に近いとされながらも、「史」の初義は執政者ではなく、「祭祀における祝告の義」であり、「史・事はもと同源なるも、その間に幾分使用例を異にするものがある」として、「史」「事」の使用例の差異を指摘されている。さりげなく書かれているが、この點にこそ殷代と西周時代以降との社會の本質的な差異の現われるところでもある。王國維の考證は主に金文の字形を文獻資料を援用しながら鋭い考察を示している點で、大いに啓發される点であるが、甲骨文の使用例の分析が十分でないため、西周時代以降の場合には妥當な説であつても、殷代の場合には必ずしも當てはまらないということになる。

三 「史」「使(事)」「D」字形

甲骨文の「史(𠄎)」と「使(事) (𠄎)」とは字形に若干の差異があ

るものの、従来は「史」字として扱われてきたようである。ただその用例を微細に分析してみると使用例に若干の差異があることが分かってくる。博士の言われる「兩者の間にはおのずから傾向的な使用上の區別」(六頁)が存するのである。ではその使用上の區別から何が導き出されるか? それがここでのテーマとなる。

先ず「𠄎」の使用例を掲げる。

- ・□卯卜、河𠄎…王受又。〔02348〕⁽²⁾
- ・上甲𠄎其兄父丁𠄎。〔H32390〕
- ・大乙𠄎、其征大丁。〔H27126〕
- ・大乙𠄎、王其郷。〔H27125〕
- ・祖丁𠄎、至二…〔H27292〕
- ・戊戌卜、祖丁𠄎、其妣辛妣癸、王…。〔H27367〕
- ・丁丑卜…小丁𠄎、出〔正〕。〔H32642〕
- ・……卜、𠄎𠄎又𠄎。〔H21797〕
- ・翌丁亥𠄎其𠄎告〔于〕南室。〔H4940〕

「河」のような自然神、「上甲」「大乙」「祖丁」「小丁」のような祖先神の下に「𠄎」を付ける例がかなりある。そしてその文例に「𠄎𠄎」「𠄎告」の祭儀を伴うことから「𠄎」が祭祀関係の用語であることは分かるのだが、それがどのような祭祀行為を意味するものであるかまでは詳らかでない。博士はここで「後に述べるように、𠄎は祝告に関する字で、祖先先王に祝辭を捧げて告祭する意であろうと思う。」(七

頁)と再度自説を提示される。「祝告に関する字」「祝辭を捧げて告祭する」といった、見慣れぬ語彙が用いられているので、難解な印象を受けられるであろうが、ここでは取り敢えず「告」と同じように祝辭をもって祖先先王に祈る祭祀である、というほどに理解しておけばよい。

さてその「告」についても關連的に考察しておかねばならない。ここで「史」と比較對照する意味で重要なので代表的な用例を掲げておくことにするが、原文よりも若干用例を追加した。

- ・癸巳卜牽貞、告土方于上甲。四月。(癸巳卜して牽貞ふ、土方を上甲に告せんか。四月)〔H06385〕
- ・癸卯卜牽貞、王令三百射、弗告十示……王𠄎。〔H05775正〕
(癸卯卜して牽貞ふ、王は三百射に令して十示に告せざるか。……王に禍あるか。)
- ・癸巳卜敵貞、子漁疾目、福告于父乙。(癸巳卜して敵貞ふ、子漁の目を疾めるに、父乙に福告せんか。)〔H13619〕
- ・其告于河。(其れ河に告せんか。)〔H4419〕
- ・癸卯卜貞、告〔于〕岳。(癸卯卜して貞ふ、岳に告せんか。)〔H14423〕
- ・告于大甲祖乙。(大甲・祖乙に告せんか。)〔H01183〕
- ・己酉卜、召方來、告于父丁。(己酉卜す、召方の來るを父丁に告せんか。)〔H33015〕
- ・貞、告𠄎方于祖乙。(貞ふ、𠄎方を祖乙に告せんか。)〔H06349〕

・貞、令畢伐東土、告于祖乙于丁。八月。[H07084]

(貞ふ、畢に令して東土を伐たしむるに、祖乙と丁とに告せんか。八月。)

右に見たように「告」の場合も、祝告の対象になっているのが祖先神だけでなく、自然神の河・岳の場合もあるということである。殷代の宗教が自然神と祖先神を対象とするものであることをよく物語っているところである。ここではまた「史」と「告」との差異も見て取ることが出来る。すなわち「告」の場合には、口方や召方・夷方といった殷王朝に従属しない諸族の來襲などがあつた時に「告」している例があるからである。

ここで一度整理してみよう。「史」「告」はともに自然神と祖先神を對象とする祭祀を示しているが、用例からすると、「告」が危急の際に行なわれるものであつたのに對して、「史」の場合にはそうではないということである。では「史」とはいかなる祭祀なのかということになるが、それ以上の分析を進める材料がないので、博士は暫定的な案として比較的定期的に行なわれる月次祭のようなものではないかとされる。

この「告」字についても字源に關する考證をしておかねばなるまい。「史」字と同じように「口」字形を含む文字だからである。『説文解字』では「告」は「牛觸人、角著横木。所以告人也。从口从牛」(牛人に觸る、角に横木を著く。人に告ぐる所以なり。口に从ひ牛に从ふ。)とする。

甲骨文では「𠄎」字形のものが比較的多く「牛(𠄎)」形とも類似して

いることから、牛説も安當のように見えるかも知れないが、実際には【①】のような形もあつて牛説を採るわけにはいかない。これらの上部字形【②】【③】【④】は、「𠄎(馨)」や、「𠄎(南)」「𠄎(壹)」などの樂器を懸ける形に見られるように、木の上の叉枝を示すものだからである。これらの樂器がみな祭祀の際に用いられ、神と交信する際に用いるものであつたことを勘案すれば、その木はおそらく神聖な木の枝であつたものと思われる。「告」も神に對して申し上げる祭祀行為を示しているのであるから、「口」をそのような神聖な木に懸けたものと考えるのが自然な理解であろう。かくて「告」の字形を博士は「告は祝冊を入れる器を神聖な木の枝に懸繫することを示し、祝冊を高く揚げて、以てこれを神靈に告げる意であろうと解せられる。」(九頁)として、その根據となる『孟子』『左傳』『儀禮』及び〈頌鼎〉(金文)の例を示した後次のように述べられる。

神に祝冊するときに、その祝冊の辭を何らかの形式を以て神に捧げ加える禮があるべきであろうと思う。卜辭における告祭は、主として外寇等の異族神のもたらす災禍、また先公祖神の下す咎禍や疾病などについて、これを先公祖神に祝告するものであるが、その祝告ののち、おそらくは祝告の詞を載せた書冊を神木の枝に繫けて、これを神前に捧げたものでありうと思われる。これが告字の本義である。(九頁)「二五頁」

こうして「口」「𠄎」字形とは何かということを含めて、それがどの

ように扱われていたかという問題に入っていくことができる。ここでは「出」形を含む^出という祭祀「五祀とよばれる祖祭の二つ」について考察しながら「出」字形の意味するところを考えるわけである。結論としては「この祭祀における祝冊は『出』形の器に収めてこれを設上のHの上におき、これを以て神靈に告げたものである。」(十一頁)とされる。「祝冊」とは祝辭を記した冊書のことであるが、祖神諸王を祭る際にそれを設上に加える字形になっている。その形式を示す字形に様々な形があつて、當時の祝告の祭儀の實際の場景を示すものがある。例えば、祝辭を上直接捧げているもの【5】、あるいは設の横にあつてこれを捧げるもの【6】などは特に當時の「祝告」の祭儀を如實に傳えている。以上の考察を通じて導き出された結論部分をここに引用しよう。



史字がもと祝告という祭祀行爲を示す文字であること、「出」字形の従う「出」「出」がいずれもその祝冊を収める器の形を示すものであることを確かめえたと思う。そしてその關係ある字の全體を通じて、籌筭その他直接武事に關する事例を見出しえないということは、「史」字の初義を籌筭の「中」に求めようとする説が、その關係文字の字形の全體を悉しえないという點に、最も不十分なものをもつと考える。(二六頁)「三頁」

四 「史」「使(事)」、内祭と外祭、殷王朝の支配形態
ここまで中核部分だけを抽出整理して進めているので、考證の周到さを伝えることができていないのが残念であるが、「釋史」は水も漏らさぬ論證を重ねて、「史」と「使(事)」の關係と差異の問題に入っていく。ここは原文の第二節に當たるが、殷王朝の支配形態にまで論及される最も重要なところである。第二節の冒頭を引用する。

「出」と「出」とは場合によつては通用して、「癸巳卜貞貞、旬亡凶、六月」(癸巳卜して貞貞ふ、旬に凶亡きか。六月)「癸巳卜貞貞、旬亡凶、六月」(癸巳卜して貞貞ふ、旬に凶亡きか。六月)「H1069」のように、一片のうちに兩字が見えているが、これは貞人の名を兩様に署したものと思われる。貞人・御貞・出大貞などにおいても、出字を用いている例がある。しかし前にも述べたように、その使用例から見ると、兩字の間には傾向的な區別があつて、出には遠く使する意味が含まれることが多い。いまその字形によつていえば、Yは又頭のある長桿であつて、出がただ宗廟の中で祝冊の器を神木に懸けて捧持する形であるのに對して、遠く郊外に出る意を含ませたものと見られる。先ず貞人の例をあげよう。(二二頁)

「二七頁」

・乙酉卜貞貞、貞人于河、沈三羊、卽三牛。三月。[H05522]
(乙酉卜して貞貞ふ、人を河に^沈せしめ、三羊を沈め、三牛を^卽めんか。三

月。)

・乙酉卜貞、丁亥𠄎人于河。(乙酉卜して貞ふ、丁亥に人を河に𠄎せしめんか。)[H0523]

・其大出」貞、勿𠄎人于岳。(其れ大いに出づるか。貞ふ、人を岳に𠄎せしむること勿らんか。)[鐵・二三・一]

・𠄎人于岳。(人を岳に𠄎せしめんか。)[H0519][H0520]

・王于遲、𠄎人于美、于之及伐望、王受又。[H28089]

(王は遲に于いて、人を美に𠄎せしめんか。之に于いて望を伐つに及ばんか。王は祐を受けられんか。)

・貞、𠄎人于𠄎。(貞ふ、人を𠄎に𠄎せしめんか。)[H07693][H14474]

・貞𠄎人于我。(貞ふ、人を岳に𠄎せしめんか。)[H0523][H0526]

[H0527]

・貞、勿𠄎人于𠄎 王从𠄎𠄎。(貞ふ、人を𠄎に𠄎せしむること勿らんか。王は𠄎𠄎を従へんか。)[林・三・四・八]

・癸巳卜敵貞、𠄎人于𠄎(癸巳卜して敵貞ふ、人を𠄎に𠄎せしめんか。)

[H0537] 敵

・𠄎人于𠄎。(人を𠄎に𠄎せしめんか。)[H0531]

・王𠄎人于𠄎。若。(王は人を𠄎に𠄎するに、諾なるか。)[H0530]

・貞、勿𠄎人于𠄎。不若(貞ふ、人を𠄎に𠄎せしむること亡きか。諾せけんか。)[H00376]

・貞、𠄎人于妻。(貞ふ、人を妻に𠄎せしめんか。)[H0532]

・貞、𠄎人于畢。(貞ふ、人を畢に𠄎せしめんか。)[H0533][H0534]

・……敵貞、婦好𠄎人于眉。(……敵貞ふ、婦好は人を眉に𠄎せしめん

か。)[H0538]

・貞、𠄎人于𠄎。(貞ふ、人を𠄎に𠄎せしめんか。)[H0524]

郭沫若は、「𠄎人于岳。」のような例から「𠄎人」を人間を犠牲に用いると解するのだが、ご覧のように「𠄎人」の例は必ずしも河岳のみではなく、美・𠄎・我・𠄎・𠄎・𠄎・𠄎・𠄎・妻・畢などの諸族にも用いられているので無理がある。これらの用例を統貫する解釋が必要であろう。ここで想起しなければならないのは、「𠄎(史)」字の用例で見た「河𠄎」「岳𠄎」である。この「𠄎人于河」「𠄎人于岳」の場合も「人」を派遣してそこで祭事を行なうと解すべきであり、諸族の場合についても同様である。すなわちこれらの用例から自然に導き出せるのは、「人を使しいしめ」そこで殷王朝の祭祀を行なわせるという解釋であろう。博士の言葉を引用すれば次のようになる。

思うに當時にあつては、政治もまた祭祀の形態を以て行われていたので、政治的な支配は同時に共同祭祀の受容、王朝の祭祀に對する参加協同という形を以て表現されていたのであろう。従つて𠄎人とは、王朝の祭祀をこれらの自然神や氏族の靈廟に移して行ふ使者を指したものと解せられる。(二二頁)〔二九頁〕

ここで述べられているのは、祭政一致という言葉の實質的な意味である。このような祭祀を通じて宗教的な意味での支配體制を築くというのが殷代の支配の仕方であつた。ここで「𠄎」と「𠄎」との関係と

差異について整理してみよう。

先ず「𠄎人」の對象が河や岳である點では「𠄎」とも共通している。したがってともに史祭と呼ぶべき祭祀の範疇に入るのである。一方それとは別に「𠄎人」の場合には𠄎・我・𠄎・𠄎・𠄎・𠄎・𠄎・𠄎・𠄎・𠄎といった殷代の雄族に向けて使者が發せられている。これが「𠄎」との差異である。相似た字形ながら最上部の書き方によってその差異が示される。祖先神や自然神に對しては祝辭を奏上するためという點で共通しているが、諸族に向けて發せられる場合は何であろう？「𠄎」を掲げていることから博士のいわれる祝辭であろう。そこで博士は「遠く出でて祭事を行なったものと解するほかはない。」とされる。論理的に進めていくと確かにそういうことになる。私見を交えんとすれば、あるいは神意を記したものを掲げて諸族の守護神や祖先神に對してもそれを奏上したものかも知れない。そのような行爲を通して共通の祭祀を行ない宗教的關係が深まるということであろう。博士はここで祭政一致を「政治もまた祭祀の形態を以て行われていた」として殷王朝の支配形態へと進んでいく方向を示されるが、それが次のテーマになっていく。史祭が特に盛大に行なわれるのを「大事」といい、祭祀者を派遣して祭祀を行なわしめ、載書（𠄎）を致すことを「立事」という、というように関連語句に言及しながら、更に殷王朝の支配形態の本質へと掘り進んでいく。それが「山王𠄎」という修辭である。ここで再び原文の引用をしておこう。

祭祀を通じての支配が同時に政治的支配を意味していた當時に

において、「𠄎(使・事)」は祭祀であり、政治であり、また軍事の意味をも有していた。王と諸侯との交通は、朝聘入覲のほかには、多く使者を出して連絡がとられており、それらの使者は、王室の立場から「王𠄎」もしくは「朕𠄎」・「我𠄎」とよばれた。卜辭には「山王𠄎」と稱するものが甚だ多いが、地方遠隔の地に對する政治的規矩は、ほとんどこのような形態を以て行なわれていたものと思われる。(二四頁) [三〇頁]

地方遠隔の地に對して使者を派遣しているとされる「山王𠄎」の例を掲げる。

【𠄎】貞𠄎山王𠄎。(貞ふ、𠄎は王𠄎を由はんか。)[H05494]

乙未卜出貞、𠄎山王𠄎、不𠄎。十二月。[H24116]

(乙未卜して出貞ふ、𠄎は王𠄎を由はんか。死せざるか。十二月)

甲戌卜方貞、賜𠄎取山王𠄎。(甲戌卜して方貞ふ、𠄎に取「地名」を賜ふに、王𠄎を由はんか。)[H05458]

己丑卜牽貞、𠄎山王事。貞、𠄎山王𠄎。(己丑卜して牽貞ふ、𠄎は王𠄎を由はんか。)[H00177]

【我】甲寅卜方貞、我山王𠄎。貞、我弗其山王𠄎。[H05480正]

(甲寅卜して方貞ふ、我「族名」は王𠄎を由はんか。貞ふ、我は其れ王𠄎を由はざるか。)

【畢】貞、畢山王𠄎。貞、畢弗其山王𠄎。[05480正]

(貞ふ、畢は王𠄎を由はんか。貞ふ、畢は其れ王𠄎を由はざるか。)

【行】貞、行_山王_山。行_山（貞ふ、行は王_山を由はんか。）[H05454] [H05455]

【火】己酉貞、火_山王_山。己酉貞、王其令火……[H32967]

（己酉貞ふ、火「族名」は王_山を由はんか。己酉貞ふ、王は其れ火に令し……）

【言】壬寅卜牽貞、言_山王_山。（壬寅卜して牽貞ふ、言は王_山を由はんか。）[H00667]

【陟】庚申卜般貞、般弗其_山王_山。（庚申卜して般貞ふ、陟は其れ王_山を由はんか。）[H05473]

【夙】貞、夙弗其_山王_山。（貞ふ、夙「族名」は其れ王_山を由はんか。）[H06834正]

【受】己酉卜牽貞、夙衆人、乎从受_山王_山。五月「甲子卜_山貞、令受_山王_山」
甯田于_山方_山 王_山 [H00022]

（己酉卜して牽貞ふ、衆人を供し、受を呼従するに、王_山を由はんか。五月「甲子卜して_山貞ふ、受に令して_山方_山に甯田せしむるに、王_山を由はんか。）

【召】貞、召_山王_山。（貞ふ、召は王_山を由はんか。）[H05478正] [H05479]

丙午卜_山貞、召弗其_山王_山。（丙午卜して_山貞ふ、召は王_山を由はんか。）

【周】己卯卜_山貞、令多子族从犬侯_山周_山王_山。五月。[H06812正]

（丙午卜して_山貞ふ、多子族に令して、犬侯を従へ周に_山周_山せしむるに、王_山を由はんか。五月）

【犬】_山貞、犬其_山王_山。又。（_山貞ふ、犬「族名」は其れ王_山を由はんか。）

か。龔_山（貞ふ、龔は王_山を由はんか。）[H05470]

【長】戊辰卜牽貞、長亡_山王_山。貞、長_山王_山。其_山王_山。[H05448]

（戊辰卜して牽貞ふ、長に_山亡_山きか。王_山を由はんか。貞ふ、長に_山王_山らんか。其れ王_山を由はんか。）

召・周・犬・長などは異族で有力な諸方や諸族である。また、_山・我・畢などは殷室と比較的親近の關係にあつた諸氏族である。「_山王_山」は後で考察が示されるように「載王事」と解して「王事を載_山なふ」と讀む。すなわち一つには殷王朝の祭祀を行なうの意を表わすが、「事」は「使」でもあつて、語義が未分化であるため重層的な意味をもつ。その意味するところは、博士の言葉を借りれば、次のようになる。引用が續くが精密な考察が明晰な言葉で表現されているので、敢えて書き直す必要がないからである。讀者もここまで辿り着いている人であればこれから先の解説は不要かも知れない。

「_山王_山」もまた、本來は王室の祭祀をこれらの諸方諸族にも奉行させることによつて、その祭祀の支配を確立する意味をもつものであつたであろうが、しかしここでは、政治的な意味が強くあらわれていて、_山は史すなわち祀するという本來の意味よりも、むしろ王の使者として王室の祭祀を執行するもの、すなわち王使としての意味が確かめられてきているようである。それはたとえば、さきの_山人においては、河・岳のような自然神に對する使者

が立てられているのに對して、「山王^㉗」においては専ら諸方諸族に對する使者であることから、宗教的意味よりも政治的意味が優位になってきていると考えられるからである。

王使の派遣は、必ずしも定期的に行なわれたものではなく、特定の場合に、王室の祭祀をその地域で執行する必要があるという事情のあるときに、行われたものではなからうか。「乙未卜出貞、^㉘山王^㉗、不^㉙。十二月。」といい、「戊辰卜牽貞、長^㉚田、^㉛山王^㉗。貞、長^㉜田、其^㉝山王^㉗。」のように、「不^㉙田・^㉞田」と關連して行われていることからいえば、それは何らかの事件、あるいは不安の徴候に對して、王者が修祓祝告、あるいは盟誓の必要を認めたとときに派遣されたものと考えられる。この政治的意圖を含む祭祀者の派遣に對して、その對象とされた諸方諸族がどのような態度を示すか、またその派遣の意圖の成否を貞^㉟うこと、これが「山王^㉗」「山朕^㊱」という卜問の意味であつたのであろう。王室の祭祀を受けるかどうかは、場合によっては、諸方諸族の殷室に對する祭祀權の承認と拒否、政治的從屬の諾否を決する意思表示とも見られるものであり、そのためこのように頻繁な「山王^㉗」の貞卜が行われたのであろうと思われる。(二七頁)

ここまでの考察に基づいて語彙を私なりに整理してみる。

「山(告)」……内祭。災厄や敵の來襲の際に神に祈る。

「山(史)」……内祭。「告」のような危急の際に祈るものではない

が、月次祭のようなもの。

「山(使)人」……外祭。王朝の祭祀を自然神や氏族の靈廟に移して行うこと、またその使者を指す。

「山王(載王事)」……外祭。諸族や殷王朝に從屬しない諸方に向けて使者を派遣し、殷の祭祀を行うことを迫る。

五 「西史」「北史」「北御史」

前節までで殷の宗教的な支配構造の樞要な部分が述べられたことになる。自然神や祖先神を祭る内祭「山(告)」「山(史)」を中核とし、「山(使・事)人」という手段を通じてその神の靈驗威光を擴張して地方をも支配するという構造である。宗教的な構造であるから必ずしも武力を行使して直接管轄下に置くものではない。したがって「支配」という語で表わすこともあまり適切ではないのだが、他にふさわしい語が見つからないので取り敢えず「支配」という語を用いている次第である。特に最後に引用した「山王(載王事)」の用例は、殷王朝に從わぬ方國に向けて發せられたものが目に付く。したがってそれらの方國と殷王朝との關係には微妙なところがある。従う時であれば從わぬ時もあるといった關係である。實際たとえば、「召方」は初期の段階では殷に從わぬ方國であつたが、後に「西史召」と呼ばれて重要な役割を果たすようになる。しかし殷末も最末期に至って今度は殷から離反して西周王朝につくようになるといった次第である。では「西史召」とは何か？ 最後にこの問題について言及する。

・丁巳卜方貞、令今丙彫口食、乃令西史。三月。[H09560]

(丁巳卜して方貞ふ、令して今の丙「の日」彫して口食せしむるに、乃ち西史に令せんか。三月。)

・庚子卜牽貞、西史召亡田。出 庚子卜牽貞、西史召亡其出田、

中 貞、西史召亡田、中 貞]

(庚子卜して牽貞ふ、西史召に田亡きか。出はんか「庚子卜して牽貞ふ、西史召に田出るか。出はんか」貞ふ、西史召に田亡きか。出はんか)

[H05637正]

・貞、才北史中獲羌。(貞ふ、北史に在りて羌を獲ること出るか。)

[H00914]

・癸巳卜、其乎北御史衛。(癸巳卜す。其れ北御史衛を呼ばんか。)

[H27897]

「西史召」とは、殷の西方にあつて殷の史祭のことを掌る召族を指す。「北史」「北御史」も同様である。宗教的な職事であるから、いわゆる政治的な意味での官制ではない。しかし殷の宗教的な支配體制という側面から見れば、非常に重要な職事を掌る位置にある。いわばその地における宗教的な權威者である。これらの諸族が外郭から殷王朝の宗教體制を支える構造になつていたのである。こうした體制は古代王朝では一般的な支配形態であつた。宗教的な體制であるから政治的な體制とは質的に異なるが、西周王朝が殷を滅ぼした後に政治的な秩序を構築していく過程において、こうした舊體制の諸族が官職に任命される形で吸収されていく。それらが西周王朝の官職名として残つて

いくのである。「御事」「三事」「卿事」「大史寮」といったものがそうしたものの例である。

紙幅の都合でやや急ぎ足で進んできたが、最後に原文第三節の結論を引用して締めくくりとしたい。第四節では西周時代の金文資料を用いて、西周王朝の官制を分析しながらそれらが殷王朝に由来するものであることが説かれる。後は讀者の關心に應じて讀み進められることを念ずる次第である。

殷室の地方に對する支配形態は、はじめは間接的に、王室の祭祀・載書を奉行せしめること、その祭祀・載書を受容させるといふ形式を以て行なわれていた。このように、その政治的支配が、支配者の祭祀に参加し包攝されるという、祭祀共同體的形態をとることは、ひとり中國の古代國家ばかりでなく、一般に古代國家における政治支配の形態であつた。すなわちそれは神話及び神話に伴つて秩序づけられている祭祀の統合という形式を以て行われる。殷の神話のうちには、すでにそのような統一者としての性格を顯著に示すものがある。そして王室と地方とを結合し、その支配を維持する方法として、使者が兩者の間を往來した。使の初文である史は、本來は祝告を主とする祭儀の名であり、またその執行者であつた。史が地方に赴くときには、王室の祝告・載書を收めた器を奉ずるが、遠行に當つては旗旄を用いるのが當時の習慣であつたから、史は長桿をつけて史となり、またときには偃序を

加えて傳とも記された。かれらは王の代理者であったから、王使とよばれた。しかし政治的統一の欲求が高まるにつれて、單なる宗教的統合では王室を満足させることができず、そこに次第に政治的支配の意味が加わって、政治的・軍事的要素を濃厚にしてゆく。王使は單なる祭祀執行のための使者ではなく、その支配する地域に政治的・軍事的義務を課し、これを薫德する行政官となり、軍事的指導者となった。王使の使命はすなわち王事であり、王事の執掌者はその地域によって西史・北史とよばれ、御史と稱し、またその政務の内容から三事と呼ばれるものもあつた。このように祭祀を通じての支配から、ついに政治的・行政的支配へと發展してゆくのは、古代國家が、その神政的形態から次第にその支配秩序を組織化し、政治形態を完成してゆく過程に相應するものであつて、史の歴史、史から使・事への演化の歴史は、そのまま古代國家の成長と發展の過程を、如實に示すものであるということができる。そして殷の王朝は、卜辭時代の初期において、その神政的形態を保有しながら、すでに政治的段階にまで到達しつつあつたことが、以上に述べた史系統の官制の發達を通じて理解されるのである。(五〇頁) [五九〜六〇頁]

むすび

『甲骨金文學論叢』所收の初期論文の中でも特にスケールの大きい「釋史」を読み進めてきた。論及された問題の一部分について私なりの整理をしたに過ぎず、内心忸怩たる思いがある。だがそれはそれと

して白川文字學第二世代としては、ノリトの問題についても簡単に記しておきたいと思う。冒頭でも記したように、日本語としての「ノリト」の原義は天皇や王が發する宗教的な意味をもつた命令のことである。これは「釋史」の中で論じられた問題でいえば「使人」や「出王」(載王事)に關わる。この任務を擔う者が攜行した「出」には上記のような意味での「ノリト」が文字に記されて入っている。その使者は「ノリト」を行く先でそれを讀み上げることであろう。「戊子…令…𠄎…𠄎」[H20238]などはまさにそのような場景を物語る。しかし文字の出現以前には宗教的な意味をもつた命令は發せられなかつたのであろうか? そういうことはあるまい。このような意味での「ノリト」は文字出現以前からずっと肉聲で發せられてきたはずであるが、文字の出現によってそれが文書に記されるようになった。それが「出」や「出」である。しかしながら、これらは神に奏上する場合にも、また神意に基づく命令を發する場合にも用いられている。それはなぜか? 肉聲に代わつて文字を用いなければならない事情が生じたからではあるまいか? 肉聲によって行なうには困難な事情が発生したからではないか? それが文字の誕生を促した。神との交信に用いられてきた文字が繪文字であることは、世界的に見ても普遍的な現象である。しかし殷王朝の後期武丁時代に誕生した「甲骨文」は單なる繪文字ではなく表音機能を具えていて、言語を記録する必要條件を有する。それに比して他の繪文字がごとく滅んでいったのは表音機能を具えていなかったからである。表音機能を具えていない文字は、言語を記録するために必要な機能をもたない。唯一「甲骨文」のみが

最初から表音機能を具備していた。このことが文字として滅びることなく、むしろ時代とともに発展していった理由だと思われるのである。「U」字形がノリトを容れる器であるという白川博士の説を踏まえながら、ながらく文字誕生の問題を考えてきてようやくこうした考えに辿り着いた。これは第二世代としての重要なテーマであると考えて一言した次第である。

註

- (1) 『白川静著作集 別巻 甲骨金文學論叢「上」』(平凡社。二〇〇八年)
- (2) 頁数は『甲骨金文學論集』(朋友書店。一九七三年)のものに従い、假名遣いは現代假名遣いに改めた。なお平凡社版の頁数もその後についておいたが、該当する文章がない場合には附してない。
- (3) 引用した甲骨文資料の出典の略記の仕方は次の要領である。
Yが、『英國所藏甲骨集』(北京 中華書局。一九八五年)の番號。
Hが『甲骨文合集』(北京 中華書局。一九八〇年)の番號。